

## 「補助金」実績報告はお済みですか？交付決定通知書が3月中に届かなかった場合は期限延長

第3次補正予算で措置された「感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請(2月末終了)を「概算申請」で行った方は、「事業(支出)が終わった日から1ヶ月以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日まで」に実績報告が必要です。しかし交付決定通知がまだ届かない例が多くあるようです。これについて保団連として「実績報告の期限延期」を厚労省に求め、次のような回答が寄せられました。

①交付決定日が3月中の場合は、実績報告の期限は4月10日のままである。

②交付決定日が令和3年4月1日以降になった場合は、交付決定通知で指定する期日(交付決定日からおおむね1ヶ月以内)までに実績報告を提出していただく。

## 電話等初再診のeラーニング受講は終わられていますか？3月末までの受講が必要

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」で、情報通信機器を用いた初再診および電話等診療(以下電話等診療)における処方が特例的に可能となっています。ただしこれを行う場合には、2021年3月末までに「オンライン診療に係る研修」の受講が必要とされています(2020年8月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」)。この特例的な電話等診療を行う方で、まだ受講されていない方は、厚生労働省の「オンライン診療に関するホームページ」からeラーニング研修の申し込みをして受講して下さい。なおこれはあくまで「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」での電話等診療を行う場合であって、従来から規定されている電話等再診は対象外です。

## 「1年間の実績要件は令和元年実績でも可」等(3/26付臨時的な取扱いその39)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その39)」が発出されています。

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)における手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件のうち、1年間の実績を求めるものについて、令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」2(2)の取扱い(①対象医療機関等(※)に該当する期間を実績を求める対象とする期間から控除したうえで、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める対象の期間とする、②実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いる。)をした上でなお、実績要件を満たさない場合において、令和3年9月30日までの間(新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間)、令和元年(平成31年)の実績(年度の実績を求めるものについては令和元年度(平成31年度)の実績)を用いても差し支えないとされました(報告が必要)。令和2年度診療報酬改定後の新基準が今後適用された場合に要件が満たせなくなった時の報告についても示されています。

### ※「対象医療機関等」とは

ア.新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等

イ.アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等  
ウ.学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等

エ.新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等